

第 11 号議案

博物館の登録等に関する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、博物館の登録等に関する規則の制定について、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 9 日

教育長 前川 明範

提出の理由

令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「博物館の登録に関する規則（昭和 27 年 6 月 3 日京都府教育委員会規則第 7 号）」の全部を改正するものである。

博物館の登録等に関する規則案要綱

1 改正の趣旨

令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「博物館の登録に関する規則（昭和 27 年 6 月 3 日 京都府教育委員会規則第 7 号）」の全部を改正するものである。

2 改正の内容

- ・ 設置者の法人類型による限定要件の撤廃 （第 1 条関係）
- ・ 登録審査手続き等の見直し （第 5 条関係）
- ・ その他法改正に伴う条項のずれ、文言・規定・様式整理
(第 1 ～ 4 条関係、第 6 ～ 8 条関係)

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

博物館の登録等に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第●号

博物館の登録等に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和 27 年京都府教育委員会規則第 7 号）の全部を改正する。

（登録申請）

第 1 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 11 条の登録を受けようとする者は、別記第 1 号様式による登録申請書を京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（登録の審査）

第 2 条 教育委員会は、法第 13 条第 1 項の審査に当たり、申請者に対し、必要な資料の提出を求め、又は必要に応じて当該施設の実地の調査を行うことができる。

（登録原簿）

第 3 条 法第 14 条第 1 項の博物館登録原簿の様式は、別記第 2 号様式とする。

（変更の届出）

第 4 条 博物館の設置者は、法第 15 条第 1 項の届出をする場合は、別記第 3 号様式による変更届出書により行わなければならない。

（定期報告）

第 5 条 法第 16 条の報告は、別に定める様式による報告書を、法第 11 条の登録を受けた年度の翌年度から毎年度、当該年度の 6 月末日までに教育委員会に提出することにより行わなければならない。

（廃止届）

第 6 条 博物館の設置者は、法第 20 条第 1 項の届出をする場合は、別記第 4 号様式による廃止届により行わなければならない。

（博物館登録の証明）

第 7 条 別記第 5 号様式による博物館登録証明書の発行を申請しようとする者は、別記第 6 号様式による博物館登録証明書交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第1条関係）

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

京都府教育委員会 様

設 置 者 名

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	

博物館法第12条の規定により下記の書類を添付し、上記のとおり登録を申請します。

記

- 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適していることを証する書類

第2号様式（第3条関係）

博 物 館 登 録 原 簿

登録事項 登録	設置者の名称 及 び 住 所	博物館の名称 及び所在地
登録年月日 年 月 日 記号番号 第 号		
登録変更 年 月 日		
登録変更 年 月 日		
備考		

第3号様式（第4条関係）

博物館登録事項変更届出書

京都府教育委員会 様

年 月 日

設置者名

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

博物館法第15条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

第4号様式（第6条関係）

博 物 館 廃 止 届

京都府教育委員会 様

年 月 日

設 置 者 名

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
登 録 記 号 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

博物館法第20条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

博 物 館 登 録 証 明 書

設 置 者 名
博 物 館 名
博物館の所在地

博物館法第11条の規定により博物館として登録したことを証明します。

年 月 日

京都府教育委員会 

第6号様式（第7条関係）

博物館登録証明書交付申請書

京都府教育委員会 様

年 月 日

設置者名

下記の施設について、博物館登録証明書の交付を申請します。

記

設置者名

博物館名

博物館の所在地

注 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
博物館の登録 に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）	博物館の登録等に関する規則（令和5年京都市教育委員会規則第●号）	改正内容を踏まえた 題名の見直し
<u>（登録申請）</u> 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第10条の規定による登録を受けようとするものは、地方公共団体の設置するものにあつては別表第1号様式一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の設置するものにあつては別表第2号様式による登録申請書を京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。	<u>（登録申請）</u> 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第11条の登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書を京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。	博物館法の一部改正により、博物館の設置者要件が撤廃されたことに伴う改正及び条ズレ
<u>（審査の方法）</u> 第2条 教育委員会は、法第12条 に規定する登録要件の審査にあたり、当該博物館に対し、必要な資料 を求め、実地調査又は学識経験者の意見を徴することができる。	<u>（登録の審査）</u> 第2条 教育委員会は、法第13条第1項 の審査に当たり、申請者に対し、必要な資料の提出を求め、又は必要に応じて当該施設の実地の調査を行うことができる。	条ズレほか
<u>（登録 ）</u> 第3条 教育委員会に備える 登録原簿 は、別表第3号様式とする。	<u>（登録原簿）</u> 第3条 法第14条第1項の博物館登録原簿の様式は、別記第2号様式とする。	文言整理
第4条 削除	<u>（削る）</u>	
<u>（記載事項の変更）</u> 第5条 法第13条第1項に規定する 登録事項及び添附書類の記載事項について変更があつたときは、30日以内に別表第4号様式により教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。	<u>（変更の届出）</u> 第4条 博物館の設置者は、法第15条第1項の届出をする場合は、別記第3号様式による変更届出書により行わなければならない。	条ズレほか
新設	<u>（定期報告）</u> 第5条 法第16条の報告は、別に定める様式による報告書を、法第11条の登録を受けた年度の翌年度から毎年度、当該年度の6月末日までに教育委員会に提出することにより行わなければならない。	登録審査手続き等の見直し
<u>（廃止 ）</u> 第6条 博物館を廃止したときは、30日以内に別表第5号様式により教育委員会に届け出なければならない。	<u>（廃止届）</u> 第6条 博物館の設置者は、法第20条第1項の届出をする場合は、別記第4号様式による廃止届により行わなければならない。	文言整理

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

<u>(公示)</u> 第7条 教育委員会は左にかかげる事項について、その都度京都市公報をもつて公示しなければならない。 (1) 法第10条の規定による登録をしたとき (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消をしたとき (4) 法第15条第2項の規定による登録をまつ消したとき	<u>(判る)</u>	規定整備
<u>(証明)</u> 第8条 法第10条の規定による登録をしたものについて、その登録事項につき証明書の下付を願い出る場合は第6号様式の下付願を出さなければならない。 2 前項の証明書は別表第7号様式によるものとする。	<u>(博物館登録の証明)</u> 第7条 別記第5号様式による博物館登録証明書の発行を申請しようとする者は、別記第6号様式による博物館登録証明書を教育委員会に提出しなければならない。	条ズレほか
<u>新設</u>	<u>(その他)</u> 第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、教育長が別に定める。	規定整備

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

現 行		改 正 案																	
第1号様式 京都市教育委員会様 年 月 日 名 地方公共団体の長氏 博 物 館 登 録 申 請 書		別記 第1号様式（第1条関係） 博 物 館 登 録 申 請 書 年 月 日 設 置 者 名 京都市教育委員会 様																	
<table><thead><tr><th>事 項</th><th>記 載 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>設 置 者 の 名 称</td><td></td></tr><tr><td>博 物 館 の 名 称</td><td></td></tr><tr><td>博 物 館 の 所 在 地</td><td></td></tr></tbody></table> 博物館法第11条の規定により別記 書類を添付し、上記の通り登録を申請します。		事 項	記 載 欄	設 置 者 の 名 称		博 物 館 の 名 称		博 物 館 の 所 在 地		<table><thead><tr><th>事 項</th><th>記 載 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>設 置 者 の 名 称 及 び 住 所</td><td></td></tr><tr><td>博 物 館 の 名 称</td><td></td></tr><tr><td>博 物 館 の 所 在 地</td><td></td></tr></tbody></table> 博物館法第12条の規定により下記書類を添付し、上記の通り登録を申請します。		事 項	記 載 欄	設 置 者 の 名 称 及 び 住 所		博 物 館 の 名 称		博 物 館 の 所 在 地	
事 項	記 載 欄																		
設 置 者 の 名 称																			
博 物 館 の 名 称																			
博 物 館 の 所 在 地																			
事 項	記 載 欄																		
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所																			
博 物 館 の 名 称																			
博 物 館 の 所 在 地																			
記 1 設置年月日及び開館年月日 2 設置条例の写 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面 4 館則の写 5 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類 6 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名履歴を記載した書面 ○備考 博物館資料目録は、おおよそ次の様式によること。 (様式) 博 物 館 資 料 目 録		記 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (制る)																	
<table><thead><tr><th>資 料 の 種 別</th><th>資 料 の 種 類 及 び 数 量</th></tr></thead><tbody><tr><td>自然 科学 に関する 資料</td><td></td></tr><tr><td>人 文 科学 に関する 資料</td><td></td></tr></tbody></table> (註) 詳細な資料目録の内容は、別に添附すること。		資 料 の 種 別	資 料 の 種 類 及 び 数 量	自然 科学 に関する 資料		人 文 科学 に関する 資料													
資 料 の 種 別	資 料 の 種 類 及 び 数 量																		
自然 科学 に関する 資料																			
人 文 科学 に関する 資料																			

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
第2号様式		(削る)	
京都府教育委員会様		年 月 日	
博 物 館 登 録 申 請 書		設 置 者 名	
事 項	記 載	欄	
設置者の名称及び住所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
博物館法第11条の規定により別記書類を添附し、上記の通り登録を申請します。			
1 設置年月日及び開館年月日			
2 法人設立登記の謄本			
3 法人の定款の写又は宗教法人の規則の写			
4 館則の写			
5 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面			
6 当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類			
7 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名、履歴を記載した書面			
○備 考			
博物館資料目録の様式は、第1号様式に示すところによる。			

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

第3号様式										第2号様式（第3条関係）									
博物館登録原簿										博物館登録原簿									
現行										改正案									
事項		登録年月日		登録年月日		登録年月日		登録年月日		登録事項		設置者の名称及び住所		博物館の名称及び所在地					
登録年月日		登録年月日		登録年月日		登録年月日		登録年月日		登録年月日		設置者の名称及び住所		博物館の名称及び所在地					
記号番号		記号番号		記号番号		記号番号		記号番号		記号番号		設置者の名称及び住所		博物館の名称及び所在地					
登録変更		登録変更		登録変更		登録変更		登録変更		登録変更		設置者の名称及び住所		博物館の名称及び所在地					
登録変更		登録変更		登録変更		登録変更		登録変更		登録変更		設置者の名称及び住所		博物館の名称及び所在地					
備考		備考		備考		備考		備考		備考		設置者の名称及び住所		博物館の名称及び所在地					

(用紙寸法は、縦18センチメートル 横26センチメートルとする)

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

第4号様式		現行		改正案	
第3号様式（第4条関係） 京都府教育委員会様 博物館登録事項変更届出書 年 月 日 設置者名		京都府教育委員会様 博物館登録申請書変更届 年 月 日 設置者名		京都府教育委員会様 博物館登録事項変更届出書 年 月 日 設置者名	
変更事項の種類別	変更事項の内容 変更年月日	変更理由	変更事項の種類別	変更事項の内容 変更年月日	変更理由

博物館法第13条第1項の規定により上記の通り届 出します。

博物館法第15条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

第5号様式		現行		改正案	
京都府教育委員会様		博物館廃止届		博物館廃止届	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
設置者名		設置者名		設置者名	
京都府教育委員会様		京都府教育委員会様		京都府教育委員会様	
第4号様式（第6条関係）		第4号様式（第6条関係）		第4号様式（第6条関係）	
事 項	記 載	事 項	記 載	事 項	記 載
設置者の名称及び住所		設置者の名称及び住所		設置者の名称及び住所	
博物館の名称		博物館の名称		博物館の名称	
博物館の所在地		博物館の所在地		博物館の所在地	
登録記号番号		登録記号番号		登録記号番号	
廃止年月日		廃止年月日		廃止年月日	
廃止の理由		廃止の理由		廃止の理由	
廃止後の処置		廃止後の処置		廃止後の処置	
博物館法第15条第1項の規定により上記の通り届 出します。		博物館法第20条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。		博物館法第20条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。	

博物館の登録に関する規則（昭和27年京都市教育委員会規則第7号）全部改正（案）新旧対照表

現行	改正案
第6号様式 京都府教育委員会様 博物館登録証明書下附願 設置者名 博物館名 博物館の所在地 年 月 日 設置者名 博物館登録証明書交付申請書 下記の施設について、博物館登録証明書の交付を申請します。 記 設置者名 博物館名 博物館の所在地 注 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。	第6号様式（第7条関係） 京都府教育委員会 様 博物館登録証明書交付申請書 下記の施設について、博物館登録証明書の交付を申請します。 記 設置者名 博物館名 博物館の所在地 注 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。
第7号様式 博物館登録証明書 設置者名 博物館名 博物館の所在地 第 号 博物館 により博物館として登録したことを証明する。 年 月 日 京都府教育委員会 印	第5号様式（第7条関係） 博物館登録証明書 設置者名 博物館名 博物館の所在地 第 号 博物館 により博物館として登録したことを証明します。 年 月 日 京都府教育委員会 印